

【 検査 】

738 気管支喘息等の診断時に対するフロー・ボリュームカーブ、肺気量分画測定の算定について

《令和7年11月28日》

○ 取扱い

- ① 気管支喘息の診断時においては、短時間作用型 β_2 刺激薬の吸入前後の D 200 「2」 フロー・ボリュームカーブの算定は、原則として認められる。
- ② 気管支喘息の診断時においては、短時間作用型 β_2 刺激薬の吸入前の D 200 「1」 肺気量分画測定の算定は原則として認められるが、吸入後の算定は医学的必要性があると判断された場合のみ認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

気管支喘息の診断時においては、負荷薬剤（短時間作用型 β_2 刺激薬）の吸入前後のフロー・ボリュームカーブ及び吸入前の肺気量分画の測定は有用であるが、吸入後の肺気量分画測定の医学的必要性は低い。

以上のことから、気管支喘息の診断時においては、負荷薬剤（短時間作用型 β_2 刺激薬）の吸入前後の D 200 「2」 フロー・ボリュームカーブの算定は原則として認められるが、吸入後の D 200 「1」 肺気量分画測定の算定は、医学的必要性があると判断された場合のみ認められると判断した。